令和2年8月臨時会

議案説明資料予算に関する説明書

(令和2年度8月補正予算等関係(臨時会関係))

教育委員会

*事業の説明資料の「補正前」の欄はこれまでの予算額

「補正」の欄は今回の計上予定額

「計」の欄は「補正前」+「補正」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、 費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年8月臨時会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号		件	名	課 名 等	頁
第2号	令和2	F度鳥取県一般会書	計補正予算(第4号)		
		1 補正予算説明]資料	(総括表)	1
			教育環境課	2~3	
		2 歳入歳出事項		4	
		3 節の明細			5
		4 債務負担行為	。 に関する調書		6

【予算関係以外】

(報告)

· 17:17			
報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (12)鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴え の提起について(令和2年8月9日専決)	人権教育課	7
第2号	長期継続契約の締結状況について	美術館整備課 教育環境課	8

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

						財	源	内	訳				
課	名	補正前の額	補 正 額	計	国	起	債	そ	の他	ī —	般	財	備考
(教	一般会計)育環境課	3, 506, 948	46, 965	3, 553, 913	46, 965								
合	計	63, 849, 907	46, 965	63, 896, 872	46, 965								

(一 彤	法 会	計)		
教	育	環	境	課	ICT環境整備事業、	(新) 県立学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業

令和2年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費 2目 事務局費

教育環境課(内線:7507)

(単位・千円)

<u> </u>	/ TO 55						\	• 1 1 1/
事 業 名	補正前	補正	計		財源	内 訳		備考
尹 未 石	↑冊北・月リ	11.	П	国庫支出金	起債	その他	一般財源	加力
ICT環境整 備事業	債務負担行為 1,240,503 1,015,491	債務負担行為 36,176 32,765	債務負担行為 1,276,679 1,048,256	·			債務負担行為 36,176	
トータルコスト	1, 057, 202	33, 552	, ,					
従事する職員数		0.1人	5.4人	情報機器の仕権 絡調整 等	兼検討・調整 及	び発注・契約	手続き、市町村	寸との連
工程表の政策目標 (指標)	技術革新・高原	度情報化に対応	したICT活用	教育の推進				

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

事業の目的、概要

児童生徒の1人1台端末の運用が開始されることに伴い、必要かつ適切な通信環境を確保する。

2 主な事業内容

県内児童生徒の端末を授業等で円滑に使用できるようにするため、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境整備及び、小中学校に民間の光回線を開設する市町村への支援等を行う。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
	高速通信ネットワークとの接続のための機器整備・工事費等	30, 765
2000	※5年間の機器保守等の運営経費については債務負担行為	
市町村立学校への民間光回	初期導入費用 20校(回線)程度(10万円/校(回線))	2,000
線開設支援	※フンニングコストについては市町村負担	
	合 計	32, 765

これまでの取組状況、改善点

教育系のネットワークについては、県が主体となり整備を進め、県内の公立学校がインターネット環境やメールサービス等を安定して利用できる環境を提供している。 令和2年4月補正により、学校の臨時休業時におけるICTを活用した教育活動のため、インターネット回線の増強を図ったが、児童生徒の1人1台端末整備が前倒しされたことから、新たに児童生徒が学習に利用する ネットワークの通信環境を確保する必要がある

令和2年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費 2目 事務局費

<u>教育環境課(内線:7047)</u> (単<u>位:千円)</u>

事 業 名	補正前	補 正	計	国庫支出金	財 源 起債	内 その他	一般財源	備考
(新)県立学校寮及び活動におけらる新型コロナウイルス対策強化事業	0	14, 200	14, 200	14, 200				
トータルコスト	0	14, 987						
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	購入物品の仕村	兼作成、調達事	務等		
工程表の政策目標 (指標)								

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

事業の目的、概要

全国的な学校寮等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を踏まえ、県立学校寮及び部活動等に おける新型コロナウイルス感染症のクラスター対策の強化を図るため、感染防止に必要となる備品等を整備す

2 主な事業内容

学校寮及び部活動において、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「鳥取県運 動部(文化部)活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿った運用を行うために必要な備 品等を整備する。

併せて、感染が疑われる生徒が発生した場合に、他の寮生を受け入れる施設の運用に必要な備品等を整備す る。

(単位・千円)

	(十二・111)
内容(取組例)	予算額
○学校寮におけるパーテーション、空気清浄機、換気機器、清掃用品、非接触型	
体温計、マスク、消毒液等の整備	14, 200
○部活動で練習試合などを行う場合の移動用バスの増便やマスク、消毒液の整備	14, 200
○感染が疑われる生徒が発生した場合に他の寮生を受け入れる施設への備品整備 等	

これまでの取組状況、改善点

全国的な学生寮等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を受け、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「鳥取県運動部(文化部)活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、改めて感染防止対策の徹底を図ることとしている。

令和2年度 8月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

	1 0 款 教育費							(平仏	
款項目	秋日貝			1項 教育総務費					
				秋 月 心功 貝			2目 事務局勢	b	
節別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1, 727, 111		1, 727, 111	395, 028		395, 028	354, 223		354, 223
2 給 料	26, 645, 386		26, 645, 386	480, 716		480, 716	480, 716		480, 716
3 職 員 手 当 等	18, 298, 571		18, 298, 571	451, 655		451, 655	450, 083		450, 083
4 共 済 費	8, 997, 960		8, 997, 960	223, 401		223, 401	220, 788		220, 788
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金	36, 673		36, 673	36, 673		36, 673			
7 報 償 費	135, 026	160	135, 186	87, 594	160	87, 754	1,874	160	2, 034
8 旅 費	500, 274	40	500, 314	243, 466	40	243, 506	31, 109	40	31, 149
費用弁償	68, 613		68, 613	25, 757		25, 757	15, 806		15, 806
普 通 旅 費	378, 228		378, 228	178, 177		178, 177	14, 475		14, 475
特別旅費	53, 433	40	53, 473	39, 532	40	39, 572	828	40	868
9 交 際 費	300		300	300		300			
10需用費	1, 066, 497	14, 200	1, 080, 697	754, 723	14, 200	768, 923	140, 110	14, 200	154, 310
11 役 務 費	281, 259		281, 259	194, 386		194, 386	88, 076		88, 076
12委 託 料	1, 462, 632	30, 565	1, 493, 197	742, 088	30, 565	772, 653	166, 487	30, 565	197, 052
13 使用料及び賃借料	1, 129, 469		1, 129, 469	1, 019, 552		1, 019, 552	817, 648		817, 648
14 工 事 請 負 費	1, 142, 717		1, 142, 717	730, 865		730, 865			
15原 材 料 費	8, 547		8, 547						
16公有財産購入費	5, 400		5, 400	5, 400		5, 400			
17備品購入費	258, 302		258, 302	101, 892		101, 892	200		200
負担金、補助 18及び交付金	1, 862, 827	2, 000	1, 864, 827	1, 630, 977	2,000	1, 632, 977	5	2, 000	2,005
19扶 助 費	76, 806		76, 806	76, 752		76, 752			
20貸 付 金	1, 848		1,848	1,848		1, 848			
補 償 、 補 填 21及 び 賠 償 金	300		300	300		300			
償還金、利子 22及び割引料	52, 241		52, 241	52, 241		52, 241			
23投資及び出資金									
2 4 積 立 金	108, 931		108, 931	108, 931		108, 931	108, 931		108, 931
25 寄 付 金									
26公 課 費	383		383	383		383			
27繰 出 金	50, 447		50, 447	50, 447		50, 447			
予 備 費									
計	63, 849, 907	46, 965	63, 896, 872	7, 389, 618	46, 965	7, 436, 583	2, 860, 250	46, 965	2, 907, 215
財国庫支出金	10, 792, 616	46, 965	10, 839, 581	1, 818, 439	46, 965	1, 865, 404	274, 981	46, 965	321, 946
源 地 方 債	729, 000		729, 000	504, 000		504, 000			
内その他	1, 780, 344		1, 780, 344	285, 166		285, 166	114, 322		114, 322
訳 一 般 財 源	50, 547, 947		50, 547, 947	4, 782, 013		4, 782, 013	2, 470, 947		2, 470, 947

節 の 明 細

		項	目	金額(千円)等
1 0	款 教育費			
	1項 教育総務	費		
	2目 事務	局費		
	負担金及び	、補助 交付金 民間光回線	泉開設支援補助金	2,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

					前任由書	ままでのま	出(目	:入) 安百	当該年度以際	の支出	3.宁郊	左	の	財	源	内	訳
事	項	課名		限度額	削牛及才	前年度末までの支出(見込)額 当該年度以降の支		が文山	少 上创	特	定	財	源		一般財源		
					期	間	金	額	期間	金	額	国庫支出金	地方	債	そ(の他	
				千円				千円			千円	千円		十円		千円	千円
			補正前	1,240,503				0	令和3年度か 令和8年度ま	ら 1,2	40,503						1,240,503
ICT環境整備	事業	教育環境 課	補正	36,176				0	令和3年度か 令和7年度ま	らで	36,176						36,176
			補正後	1,276,679				0	令和3年度か 令和8年度ま	ら 1,2	76,679						1,276,679

件

議会の委任による専決処分の報告について

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について

(令和2年8月9日専決)

名

1 提出理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進 学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をし たので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概 要

提

(1)請求の相手方

倉吉市内 個人2名(借受者、連帯保証人)

出

(2)請求の趣旨

理

鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及び連帯保証人である相手方に対し、当該貸 付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返 還について、仮執行の宣言を求める。

由

(3)請求までの経過

及

① 平成10年12月分より返還が滞った。

② 約束の不履行が続くため、平成26年度にサービサーへ委託を行った。委託の 期間中は支払いがあったが、契約期間終了後再び支払いが滞った。

び

- ③ 平成29年度に再びサービサーへの委託を行ったが、支払いが無かった。
- ④ 平成30年11月19日付で最後通告を行ったが反応は無かった。

概

(5) その後、訪問、架電を行うが支払いを履行されなかった。

要

⑥ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟 法の規定により訴訟へ移行した。

(4) 当該奨学金の返還滞納額

当該奨学金の返還滞納額は、140,408円である。

【参考】

管轄裁判所は、倉吉簡易裁判所である。

報告第2号

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契 約 の 相 手 方	契約金額 円	契 約 期 間	設置場所等
1	美術館整備課	物品 保守	ノートパソコン		鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	198, 880		鳥取県教育委員会事務局美 術館整備局美術館整備課
2	鳥取湖陵高等学 校	物品 保守	ノートパソコン		鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	369, 600	令和2年6月1日 ~令和6年5月31日	鳥取県立鳥取湖陵高等学校
3	倉吉東高等学校		デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	鳥取市商栄町221番地 1 株式会社愛進堂	549, 120	令和2年7月1日 ~令和6年6月30日	鳥取県立倉吉東高等学校